

東京都男性育業推進リーダー設置企業認定制度実施要綱

令和 6 年 6 月 6 日 6 産労雇労第 2 8 8 号

改正 令和 7 年 5 月 8 日 7 産労雇労第 1 7 8 号

改正 令和 8 年 3 月 2 4 日 7 産労雇労第 3 6 7 6 号

(目 的)

第 1 条 東京都男性育業推進リーダー設置企業認定制度は、都内企業等における男性育業の経験者を「男性育業推進リーダー」として設置し、男性育業の課題把握や具体的な取組を実施した企業等を、「男性育業推進リーダー設置企業」（以下「設置企業」という。）として認定し、その取組を広く発信することにより、男性育業の促進を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱における定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 企業等とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に定める「会社」又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 3 条第 2 号に定める「特例有限会社」をいう。）並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 22 条又は第 163 条の規定により成立した法人等をいう。
- (2) 育業とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 条）第 2 条第 1 号に定める育児休業及び第 9 条の 2 第 1 項に定める出生時育児休業（産後パパ育休）のことで、東京都が定めた愛称をいう。
- (3) グループ企業とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に定める子会社等で、男性育業推進リーダー事業の取組に関する誓約書（様式第 2 号の 2）を提出した企業等をいう。
- (4) 連携企業等とは、本事業に関する取組について、認定の対象とする事業者（以下「認定対象事業者」という。）と連携・協力することに同意した企業等で、男性育業推進リーダー事業の取組に関する誓約書（様式第 2 号の 2）を提出した企業等をいう。
- (5) 男性育業推進リーダーとは、認定事業実施の開始日（男性育業推進リーダー事業奨励金の申請者の場合は交付申請日）が属する年度から直近 5 か年度において、同一の子について合計 30 日以上の子育業をした男性労働者

等で、第5条第1号のプロジェクトチームにより選任された者をいう。

- (6) 男性育業取得率とは、配偶者の出産等により、養育することとなった子について育業をした男性労働者数を、配偶者が出産した男性労働者の数で割った率をいう。

(認定対象事業者の要件)

第3条 この要綱において、認定の対象とする事業者は、企業等であつて、次の各号を全て満たしている者とする。

- (1) 都内で事業を営んでいること。
(2) 常時雇用する労働者を5名以上雇用していること。そのうち2名は男性労働者であること。

(3) 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年3月19日付30総行革監第91号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。

- (4) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。

- (5) 労働関係法令について、次のアからカを全て満たしていること。

ア 労働者に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること。

イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。

ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、遵守していること。

エ 労働基準法第36条第4項、第5項、第6項第2号及び第3号に定める限度を超える時間外・休日労働を行っている労働者がいないこと。

オ 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないこと。

カ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。

- (6) 厚生労働大臣の指針に基づき、ハラスメント等を防止するための措置を取っていること。

- (7) 都税の未納付がないこと。

- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風

俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。

- (9) 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団に該当しないこと並びに法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の労働者若しくは構成員が、同条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者に該当する者でないこと。
 - (10) 都内で事業を営んでいるグループ企業又は連携企業等（以下「グループ企業等」という。）が 1 社以上あること。
 - (11) 男性育業推進リーダーの要件を満たす男性労働者等が 1 名以上いること。
 - (12) 認定事業実施の開始日（男性育業推進リーダー事業奨励金の申請者の場合は交付申請日）が属する事業年度の直前の事業年度（認定事業実施前事業年度）における男性育業取得率が 79%以下であること。なお、ここでいう事業年度とは、設置企業の認定の申請を行おうとする認定対象事業者（以下「認定申請者」という。）の事業年度とする。
 - (13) 知事が企業名等について公表することに同意していること。
 - (14) 東京都事業についての情報提供を受けることに同意していること。
 - (15) 本事業におけるグループ企業等になることはできないことに同意していること。ただし、設置企業の認定の申請を行おうとするときに、既に本事業におけるグループ企業等になっている場合は除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が適当でないと認める場合は認定対象事業者から除外することができる。

（グループ企業及び連携企業等の要件）

第 4 条 この要綱において、グループ企業等とは、次の各号を全て満たしている者とする。

- (1) 第 3 条第 1 号、第 3 号から第 9 号、第 13 号及び第 14 号を満たしていること。
- (2) 常時雇用する労働者を 5 名以上雇用していること。そのうち 1 名は男性労働者であること。
- (3) 東京都男性育業推進リーダー事業奨励金（令和 6 年 6 月 6 日付 6 産労雇第 2 8 6 号）の申請者として認定申請できないことに同意していること。
- (4) 認定申請者以外のグループ企業等になれないことに同意していること。

ただし、認定申請者が設置企業に認定されなかったときは当該認定申請者以外のグループ企業等になることができるものとする。

(5) 別途知事が定める取組事項を全て実施すること。

(認定事業及び実施条件)

第5条 認定申請者が、次に掲げる必要な取組について知事が別途定める事項を全て実施した場合に、設置企業として認定する。

(1) 男性育業推進に向けた取組の検討及びプロジェクトチームの設置

(2) 男性育業に係る現状と要望等の調査

(3) 男性育業取得率の目標の設定及び取組計画の策定

(4) グループ企業等との連携・協力

(5) 社内研修の実施

(6) 取組計画等の社外公表

(認定申請)

第6条 認定申請者は、認定事業が完了したときは、認定申請書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号の1)を作成し、別途知事が定める期日までに関係書類と併せて知事に提出しなければならない。また、グループ企業等の男性育業推進リーダー事業の取組に関する誓約書(様式第2号の2)を併せて提出しなければならない。

なお、同一年度内の認定申請は一認定申請者につき一回限りとする。

(設置企業の認定決定等)

第7条 知事は、前条により認定申請者から申請があったときは、必要に応じて現地調査等を行い、その内容を審査の上、次の各号のとおり認定決定又は認定不承認決定を行う。

(1) 審査の上、適当と認められるときは、速やかに認定決定を行い、認定決定通知書(様式第3号の1)により、当該認定申請者に通知する。

(2) 審査の上、適当と認められないときは、速やかに認定不承認決定を行い、不承認決定通知書(様式第3号の2)により、当該認定申請者に通知する。

(設置企業の認定期間等)

第8条 前条第1号により認定決定した設置企業の認定期間は、認定決定の日から本事業が終了する期間までとする。また、設置企業の情報等は、東京都

が作成するホームページで公表する。

(認定申請内容の変更等)

第9条 認定申請者は、第6条により提出した認定申請の内容を変更するときは、認定(申請)内容変更承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 設置企業は、第7条第1号により認定決定した企業情報を変更する場合も、認定(申請)内容変更承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(認定申請の撤回)

第10条 認定申請者は、認定申請後に申請を撤回しようとするときは、遅滞なく認定申請撤回届出書(様式第5号)を提出しなければならない。

2 認定申請者から認定申請の撤回があったときは、当該認定申請はなかったものとみなす。

(調査等)

第11条 知事は、設置企業及びグループ企業等に対し、認定対象事業者要件等に関する調査を行い、又は報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第12条 設置企業は、認定の取消しを申請しようとするときは、認定取消申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、速やかに認定の取消しを行い、東京都ホームページから当該企業の情報等を削除する。

3 知事は、設置企業及びグループ企業等が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 認定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

(3) 設置企業の廃業及び倒産等により企業等の存続が客観的に不可能となったとき。

(4) 設置企業及びグループ企業等(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の労働者若しくは構成員を含む。)が、暴力団及び暴力団関係者に該当するに至ったとき。

(5) 法令又はこの要綱及び知事の指示に違反したとき。

4 設置企業は認定の取消しがあったときは再度申請することができない。

5 前項の規定にかかわらず、知事が適当でないと認める場合は認定を取り消すことができる。

(その他)

第 13 条 設置企業の認定に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。